東京高等裁判所判事　大鷹　一郎
大津地方裁判所所判事に補する
大津地方裁判所判事を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所長を命ずる（以上三月十八日）
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　齋藤　正人
京都地方裁判所判事に補する
京都部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事　榎下　義康
福岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
小倉簡易裁判所判事　古賀　寛
福岡簡易裁判所判事に補する（以上三月二十二日付）

○官吏死亡
簡易裁判所判事森兼清は二月二十五日死亡

○定年退官
簡易裁判所判事山村秀之は三月十二日限り定年退官
判事小佐田潔は三月十七日限り定年退官
簡易裁判所判事谷敏行は三月二十一日限り定年退官
高等裁判所長官倉吉敬は三月二十四日限り定年退官

皇室事項

信任状捧呈式

三月三十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在インド国特命全権大使スジャン・ロメーシュ・チャンドラ・チノイの信任状捧呈式を行われた。

三月三十日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在イラク国特命全権大使ハッサン・ジャナービーの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月二十九日午後七時五十七分御出門、水戸室内管弦楽団　東京公演を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同九時五十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ミャンマー国大統領テイン・チョウ閣下の大統領就任につき、三月三十日御祝電を発せられた。

官報号外

官庁事項

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成５年４月５日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成28年４月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「72職種131作業」を「74職種133作業」に改め、同表５中「婦人子供既製服製造作業」を「婦人子供既製服縫製作業」に改め、同表７中「10職種22作業」を「12職種24作業」に改め、同表７に

自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

を加える。

附　則

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。

国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正について

国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第４条の規定により昭和46年８月20日付けで公表された国有林野の活用に関する基本的事項の一部を次のように改正したので、同条の規定により公表する。

平成28年４月１日

農林水産大臣　森山　**裕**

第１の２の⑴のロ中「農業生産法人」を「農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）」に、「第６条第２項第３号」を「第２条第２項第３号」に改め、「農事組合法人」の次に「（農地所有適格法人であるものを除く。以下同じ。）」を、「組織する」の次に「法人でない」を、「構成員は」の次に「、全て、その活用を受けようとする国有林野の所在する地域の市町村の区域内に住所を有する農業を営む個人又は農地所有適格法人であり、かつ、」を加える。

第１の２の⑺のロ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第３の２中「または」を「又は」に、「活用および」を「活用及び」に、「農業生産法人および」を「農地所有適格法人又は」に、「こえる」を「超える」に改める。

平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第１項の規定に基づき、平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

平成28年４月１日　農林水産大臣　森山　**裕**

平成28年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）				
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050